

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇規則 行政書士法施行細則の一部改正  
◇告示 土地の公用廃止

// 通信地図の修正測量  
測量建設業者の登録まつ消  
換地計画の認可  
牛の肝てつ検査等  
豚コレラ予防注射の実施  
医療機関の指定  
牛等の移入禁止区域  
土地の公用廃止  
土地配分計画の作成  
収入証紙小売さばき人の指定

## 規則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第四十七号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

（会員名簿の記載事項）

第二十条 行政書士会は、行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）第十四条第一項の規定による会員名簿に、同条同項に定めるもののほか、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 出張所の所在地
- 二 補助者の住所及び氏名
- 三 行政書士の登録番号
- 四 行政書士の会員番号

附 則  
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第五百二十七号

次の土地は、昭和三十五年十月二十七日からその公用を廃止した。

昭和三十五年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又は品目 面積又は数量  
米子市水浜字土手下二九七 荒地(堤防 九五、四七坪  
ノ二、三〇〇ノ二、三〇一 法下)  
ノ二、三〇三、三〇五、三〇六地先

関係図面は、土木部管理課に保管

鳥取県告示第五百二十八号

次の土地は、昭和三十五年十月二十八日からその公用

を廃止した。

昭和三十五年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又は品目 面積又は数量  
鳥取市東町二〇四地先 水路 一、八九坪

関係図面は、土木部管理課に保管

鳥取県告示第五百二十九号

次のとおり、昭和三十五年度第三、四半期通信地図の修正測量を実施する旨、広島郵政局長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和三十五年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業方法 平板測量、測鎖測量
- 二 作業地域 倉吉市(旧倉吉町、旧小鴨村、旧灘手村)

三 作業期間 昭和三十五年十一月中(十五日間)

鳥取県告示第五百三十号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十五年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 名 称 主たる営業所所在地 申請者氏名 まつ消年月日  
鳥取県知事登録 昭三三、一〇、八 大西ボンブ製作所 東伯郡大栄町島 大西 孝保 昭三五、一〇、八  
(ほ)第五二五号

鳥取県告示第五百三十一号

社村福光土地改良区及び倉吉市国分寺土地改良区から申請のあつた換地計画について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十二条第一項の規定により、昭和三十五年十一月一日認可した。

昭和三十五年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百三十二号

次のように牛の肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により、牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十五年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び駆除の方法  
肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法  
肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

- 〃 十六日 〃 松保 布勢〃
- 〃 十七日 〃 〃 高住〃
- 〃 十八日 〃 米里 大路、久末〃
- 〃 十九日 〃 美保 吉成、叶〃
- 〃 二十一日 〃 美穂 朝月、竹成〃
- 〃 二十二日 〃 稲葉 滝山〃
- 〃 二十三日 〃 末恒 伏野、白兔〃

別表  
肝てつ検査及び駆除

実施期日	実施区域	実施場所
十一月十一日	鳥取市面影	雲山、桜谷家畜検診所
〃 十二日	岩美郡国府町宇倍野	谷、宮下〃
〃 十三日	鳥取市湖山	堀越〃
〃 十四日	〃 大和	倭文、横枕〃
〃 十五日	〃 大正	古海〃

鳥取県告示第五百二十三号  
家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。  
昭和三十五年十一月四日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び駆除の方法  
豚コレラ予防液皮下注射

別表  
豚コレラ予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
十一月二十四日	米子市崎津	各豚舎巡回注射
〃 二十五日	米子市崎津	〃
〃 二十五日	境港市中浜	〃
〃 二十五日	境港市中浜	〃

鳥取県告示第五百三十四号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。  
昭和三十五年十一月四日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和三十五年九月二十一日	荻原 医院	八頭郡河原町大字河原一九七の三	小児科、内科、一般外科	荻原 茂通
〃 九月十七日	鳥取共立診療所	鳥取市藪片原三八の九	内科、小児科、呼吸器科、胃腸科、理学診療科	玉城 秀男
〃 九月十三日	南中尾医院	八頭郡若桜町大字若桜二七七	内科、小児科	中尾 成己

〃十月一日 松村 医院 倉吉市葵町七三一

内科

松村瑠璃子

鳥取県告示第五百三十五号

牛の流行性感胃予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第五十二号）第一条の規定により、昭和三十五年十一月四日から牛、その死体又は牛の流行性感胃の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として静岡県、奈良県及び三重県を指定する。

昭和三十五年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百三十六号

次の土地は、昭和三十五年十月二十五日からその公用を廃止した。

昭和三十五年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

池 沼

面積又は数量（坪）

東伯郡大栄町大字島字大口二五〇、二五一地先

七三、二二

字林前沖五九ノ一、六九ノ一地先

九二、三八

字原灘九四、九五地先

四七、三一

字御船畷ノ上ミ三〇六、三二六、三三七地先

四七、八八

〃 字鷺取二六七ノ一、二七〇、二七一ノ一地先 一〇四、六〇  
〃 字古川村三三〇地先 七七、四八  
関係図面は、土木部管理課に保管

鳥取県告示第五百三十七号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十五年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区分	地区名	所在地			入植		増反		団体		備考
		郡市	町村	大字	口数	面積	口数	面積	口数	面積	
土地	大山（林之峯）	西伯	中山	松河原殿河内	一	四、六〇〇	三	三、七四	一	一	承継入植 既増反追加配分 三戸
〃	（光徳）	〃	中山	松河原殿河内	一	三、九〇五	一	一	一	一	承継入植 一戸
〃	（神田）	〃	名和	加茂	一	五、〇〇〇	一	一	一	〃	〃
〃	（上中山第一）	〃	中山	羽田井	三	二、六三三	一	〇、〇〇〇	一	一、五、九六	既入植者追加配分 新規増反 一組合

美保(中浜)	境港	佐斐神	一	二	一七〇五				既増反者追加配分二戸	一戸
萩原	白野	日南 萩原	一四、五〇〇	一五	四、〇〇六				承継入植 既増反者追加配分	一戸
大幡外二(県)	"	石州府	一三、〇〇〇	一	一、〇〇〇				新規入植 既増反者追加配分	一戸
浅山	"	伯尾 高	一	一七	一、〇〇〇				"	一七戸
高麗	西伯	大山 宮内	一	一	一、〇〇〇				既増反者追加配分	一戸
奥岩本	"	八橋	二二三、九三三						新規入植	二戸
下郷	東伯	東伯 金谷 森下 藤下	六	二	二、七四〇				既入植者追加配分六戸 新規増反	一戸
"	"	岸丸 赤山	二九、一〇〇						承継入植	二戸
"	"	岡成	一八、七〇〇	六	一、七一〇				承継入植 既増反者追加配分六戸	一戸
"	"	高田	四八、一〇五	八	四、〇〇四				既入植者追加配分四戸 既増反者追加配分八戸	四戸
"	"	名和門前	三二、六〇〇	一					既入植者追加配分三戸	三戸
計	計	計	一七四、七一三	一三	一三、〇〇八				既増反者追加配分二戸 新規増反 既増反者追加配分一戸	二戸

赤碓	東伯	赤碓 松谷	一	一	四、八三三				新規増反	一戸
県村	西伯	伯仙 日下	一	六	三、一〇〇				既増反者追加配分六戸	六戸
上小鴨村	倉吉	上古川	一	五三	二七、二四一				新規増反	一市
津ノ井村	岩美	津ノ井 香取	一	三	三、一〇一				新規増反 既増反者追加配分	二戸
大村	八頭	用瀬 美成	一	二	〇、八二二				既増反者追加配分二戸	二戸
計	計	計	二七四、七三三	一三	一三、〇〇八				新規入植 承継入植 既入植者追加配分 新規増反 既増反者追加配分 既増反者追加配分	三戸

鳥取県告示第五百三十八号  
鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)第五条第二項の規定により、収入証紙小売さばき  
人を次のとおり指定した。  
昭和三十五年十一月四日

鳥取県知事 石 破 朗  
倉吉市堺町二丁目二四九番地 同上  
指定年月日  
昭和三十五年十月二十九日